

令和3年度津市農業委員会定期総会議事録

日 時 令和3年5月28日(金) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席委員 番号1番 太田 義政 委員、番号2番 田中 康章 委員、
番号3番 田村 明 委員、番号4番 東海 光政 委員、
番号5番 村澤 藤次 委員、番号6番 田口 慶則 委員、
番号8番 喜多 義幸 委員、番号9番 片岡 正春 委員、
番号10番 牧野 礼吉 委員、番号11番 清水喜代己 委員、
番号12番 海野 要 委員、番号13番 内藤 正敏 委員、
番号14番 宮本 政春 委員、番号15番 守山 孝之 委員、
番号16番 中谷 秀也 委員、番号17番 西森 偉統 委員、
番号18番 結城 晋三 委員、番号19番 草深みつよ 委員、
番号20番 諸戸 善昭 委員、番号21番 坂野 大徹 委員、
番号22番 中野たつ子 委員、番号23番 川邊 千秋 委員、
以上22名

欠席委員 番号7番 森 哲也 委員、番号24番 前田 孝幸 委員

議長 番号15番 守山 孝之 委員

事務局職員 勝田事務局長、野村次長、加賀調整・担当主幹

総合支所併任職員 河芸：竹内主事、芸濃：倉田担当主幹、安濃：横井担当副主幹、
美里：谷川担当主幹、倉田主事、香良洲：豊田担当主幹、
久居：若松主査、一志：柴山担当副主幹、白山：瀬田担当主幹、
美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 番号10番 牧野 礼吉 委員、番号11番 清水 喜代己 委員

事 項

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和3年度事業計画(案)について

議案第3号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

議 事 の 大 要

- 事務局 失礼いたします。大変お待たせをいたしました。
それでは会議を始めさせていただきます。
本日、司会を務めさせていただきます、農業委員会事務局次長の野村でございます。
どうぞよろしく願いいたします。
それでは、農業委員会事務局勝田事務局長の開会宣言です。
- 事務局長 皆さん、おはようございます。
本日は何かとお忙しい中ご出席を頂きましてありがとうございます。
ご案内の時刻になりましたので、ただ今から令和3年度津市農業委員会定期総会を開会いたします。
- 事務局 現在の出席委員数を報告させていただきます。
在任委員24名中、22名のご出席をいただいております。
農業委員会等に関する法律第27条第3項で、総会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないと規定されております。
先ほど申し上げましたとおり、出席委員は過半数を超えており、この規定を満たしておりますので、本日の総会が成立いたしますことをご報告申し上げます。
それでは、開会に当たりまして、守山会長よりご挨拶申し上げます。
- 守山会長 < あいさつ >
- 事務局 ありがとうございます。
本来、例年であれば、ここで津市長をはじめ、津市議会議長などご来賓としてご臨席を賜り、皆様からご挨拶をいただき、また祝電のご披露もさせていただくところでございますが、今年度の定期総会におきましても、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、来賓の出席依頼は行わないものとしたことをご報告申し上げます。何とぞ、ご了承のほどよろしくお願いいたします。
それでは、議事に入らせていただきます。
津市農業委員会総会会議規程第5条の規定により、総会の議長は会長がこれに当たることとされておりますので、守山会長に議長を務めていただき、議事を進めていただきたいと思います。
守山会長、よろしくお願いいたします。
- 守山議長 規定により議長を務めさせていただきます。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それではまず、議事録署名者の指名についてでございますが、津市農業委員会総会会議規程第6条第2項の規定により、10番 牧野 礼吉 委員、11番 清水 喜代己 委員に議事録署名をお願いいたします。

それでは、議案第1号「令和2年度事業報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、事務局からご説明させていただきます、農業委員会事務局の加賀と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきますので、失礼いたします。

お手元の令和3年度定期総会議案書の2頁をお願いいたします。

第1、会議等の開催状況でございます。

まず、1. 総会等開催関係でございます。

(1) 定期総会につきましては、5月28日に開催し、議事の内容は、①令和元年度事業報告について、②令和2年度事業計画(案)について、③農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、ございました。

(2) 役員会につきましては、2回開催し、第1回は、5月21日に開催し、議事内容は、定期総会についてなど、ご覧の2項目でした。第2回は、9月15日に開催し、議事の内容は、津市の農業振興に関する提言(素案)についてなど、ご覧の3項目でした。

(3) 市長と農業委員との懇談会につきましては、11月6日に本庁舎4階庁議室で開催し、内容は、担い手等への農地利用集積・集約化についてなど、ご覧の4項目でした。

次に、3頁をお願いいたします。

2. 農業振興関係でございます。

(1) 地域別事業推進会議につきましては、第1回は、11地区において7月13日から7月21日にかけて開催し、内容は、農地利用状況調査(一斉農地パトロール)についてなど、ご覧の5項目でした。

次に、5頁をお願いいたします。

第2回は、11地区において2月18日から3月4日にかけて開催し、内容は、農地利用状況調査(一斉農地パトロール)についてなど、ご覧の4項目でした。

(2) 事業推進会議につきましては、第1回は、8月5日に開催し、内容は、各地域における効果的な活動事例及び今後、改善・充実すべき活動についてなど、ご覧の3項目でした。第2回は、3月25日開催し、内容は、各地区の人・農地プランの実質化に向けた取り組みの進捗状況及び今後の取り組みの方向性についてなど、ご覧の2項目でした。

次に、7頁をお願いいたします。

(3) 全体研修につきましては、12月3日に美里文化センター文化ホールで開催し、内容は、①農業委員会系統組織を巡る情勢と業務の推進についてなど、ご覧の6項目についてご講演をいただきました。

次に、8頁9頁をお願いいたします。

3. 農地部会関係でございます。

(1) 部会の開催状況につきましては、第1農地部会と第2農地部会において、毎月1回、主に農地法3条、4条、5条関係などの審議を行っていただきました。

この表は、月別に議事件数をまとめたものでございます。

9頁、一番下の計の欄でございますが、議事件数については、3条関係が147件、4条関係が39件、5条関係が556件、そのほか届出関係や非農地証明願など161議案でございました。

次に、10頁をお願いいたします。

(2) 農地転用に係る現地確認の状況でございます。

1,000㎡以上の農地転用について現地確認の件数と面積を月別にまとめております。

表の一番下の1年間の計でございますが、第1農地部会は80件、面積は183,327㎡、第2農地部会は97件、面積は163,970㎡でございました。

次に、11頁をお願いいたします。

(3) 農地法に係る許認可などの状況でございます。

第1、第2農地部会の合計は、18条6項関係が157件で371,691㎡、3条関係が147件で258,094㎡、4条許可関係が39件で30,795㎡、4条届出関係が42件で18,111㎡、5条許可関係が556件で530,049㎡、5条届出関係が168件で121,417㎡でございました。

続きまして、(4) 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定でございます。

第1、第2農地部会の合計で、貸借につきましては、田が1,797件で5,559,722㎡、畑が397件で387,604㎡でございました。

所有権移転につきましては、田が11件で32,635㎡、畑が3件で7,019㎡でございました。

次に、12頁をお願いいたします。

4. 情報発信関係でございます。

(1) 農業委員会だよりの発行状況でございますが、発行回数は1回でござ

いまして、第33号は12月に発行し、記事の内容についてはご覧のとおりでございます。

(2) 広報企画会議の開催状況でございますが、11月11日に開催し、内容については、津市農業委員会だより第33号の発行について、ございました。

次に、5. 農業者年金関係でございます。

令和2年度は、新規の加入者、新規待期者はともになし、新規の受給者は、老齢年金の4名でございます。

現在、合計で加入者が16名、待期者が26名、受給者が合計436名でございます。

次に、13頁をお願いいたします。

第2 農地等利用最適化推進活動でございます。

まず、1. 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施状況ですが、各地区で48回実施され、参加人数は合計105名でした。

次に、14頁をお願いいたします。

2. 遊休農地の状況ですが、令和2年度遊休農地発生件数は142件で110,647㎡が発生し、解消件数は118件、69,345㎡が解消し、遊休農地累計は2,432件、面積は1,631,584㎡で、前年度対比で24件増、面積は41,302㎡の増でございます。

次に、3. 担い手への農地の利用集積の状況でございます。

令和2年度末で、農地集積面積は3,598.99haで、集積率は46.9%、前年度比較で166.83ha増で、2.6%の増ございました。

次に、4. 認定新規就農者の状況でございます。

令和2年度、1法人の1件ございました。

説明は以上でございます。

守山議長

ありがとうございます。

それでは、ただ今の令和2年度事業報告について、何かご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

< 質疑応答なし >

守山議長

ご意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

< 異議なし >

守山議長 ご異議ないものと認め、議案第1号「令和2年度事業報告について」は原案どおり可決することといたします。

続きまして、議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。

議案書の16頁から18頁までお願いいたします。

まずは、事業方針でございます。

朗読させていただきます。

令和3年度事業計画（案）

第1 事業方針

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進む中、国内の農業生産の基盤であり、かつ、地域の貴重な資源である農地を守り、有効利用を促進することは食料の安定供給にとって不可欠であります。

津市農業委員会としても、改正農業委員会法施行後、地域の農地を活かして、将来に渡り耕し続けるため、各地域において農地利用の最適化に向けて積極的に取り組んできたところです。

本年度は、引き続き法令に基づく権限事項を適正に処理するとともに、「人・農地プラン」の実質化に向けた取り組みを中心とした農地利用の最適化の推進活動を行うこととし、農地の利用状況調査や農家の意向把握などの現場活動について、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して積極的に取り組み、優良農地の確保と有効利用を図ります。

また、これらの取り組みをより実効性の高いものとするため三重県、津市、農業協同組合及び農業者団体などと一層の連携強化を図り、農業が抱える課題の解決に向け協力して取り組んでいきます。

（1）遊休農地の発生防止・解消

市内にある遊休農地は、平成28年度末で2,300件、面積が約153ha、令和2年度末で2,432件、面積が約163haと増加しており、今後も営農条件が不利な農地を中心に遊休農地が増加する傾向にあります。

このため、農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員と連携のもと農地パトロールによる利用状況の把握や農家からの相談など、日常的な活動

を通じて遊休農地の早期発見に努めるとともに、担い手への農地集積をはじめ、中小・家族経営など多様な経営体による利活用、農地の適正管理の指導など、遊休農地の発生未然防止と解消を推進します。

また、日常的な活動とあわせて、事務局と共同で実施する一斉農地パトロールの調査結果に基づき新たに発生した遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を行い、最善の方法での遊休農地対策を市内全域で展開していきます。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化

本市における担い手への農地の集積状況は、令和元年度末での集積面積が約3,432ha、集積率が44.3%、令和2年度末での集積面積が約3,599ha、集積率が46.9%で、前年度比で集積面積が約167ha、集積率が2.6%の増加にとどまっています。

営農条件や営農意欲など各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、今後、農地の集積・集約化を進めていくためには、実情に即した検討と、きめ細かな対応が求められています。

このことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、農業者の代表としての役割を踏まえ、農家の意向把握や地域での会合に参加するなど、地域の農業の将来像である「人・農地プラン」の策定に向けて、三重県、津市、農業協同組合及び農業者団体とともに取り組み、農地中間管理事業などを活用しながら、農地利用の集積・集約化に取り組むものとしします。

(3) 新規参入の促進

本市における認定新規就農者の状況は、平成30年度が4人、令和元年度が3人、令和2年度が1法人で、近年の傾向としては3名程度で推移しており、将来にわたり農業を支える人材の確保と育成が課題となっています。

農業委員及び農地利用最適化推進委員は、各地区（地域）での農業事情に詳しい立場を活かし、新規就農を希望する人の情報をいち早く掴み、必要とする農地の確保、農業者との連絡調整及び参入に関する相談に応じるとともに、津市が設置する「新規就農相談窓口」に適切に誘導しながら、各方面からの積極的な支援につなげていきます。

また、近年、民間企業や福祉事業所等が農業分野に参入しようとする動きも見られることから、希望する地区（地域）での農地情報を提供するなど、三重県、津市などと連携しながら取り組みを支援していきます。

次に、19頁から22頁までお願いいたします。

第2 事業計画

事業方針の実現に向け、総会、役員会をはじめとする各種会議の開催、先進地視察研修などの各種事業の実施など、次のとおり事業に取り組むものとします。

1. 会議の開催

(1) 総会

農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づき、事業経過報告、事業計画などを議題として、5月に定期総会を開催します。

また、農地等の利用の最適化の推進のほか、農業振興に関する重要事項の決定など、必要に応じて臨時総会を開催します。

(2) 役員会

重要事項の協議及び農地部会における審議案件の調整及び農地利用最適化推進委員定数の検討など、当委員会の円滑な運営を図るため、会長、各部長及びそれぞれの職務代理者で構成する役員会を必要に応じて開催します。

(3) 農地部会

農地法に基づく農地の権利移動や転用に係る許認可、その他関係法令に基づく農地の利用調整などを審議し決定するとともに、農地等の利用の最適化の推進のほか農業振興に関する事項に係る審議などを行うため、第1農地部会及び第2農地部会を毎月1回、事前に定めた日程で開催します。

なお、部会を開催する前に、審議案件に係る農地の現況を調査します。

(4) 事業推進会議

この会議は、地域別事業推進会議の代表組織として位置づけ、地域別事業推進会議で示された意見を当委員会の事業に反映し、地域における活動の展開につなげることを主な目的に、今後の組織運営や活動のあり方など事業全般に関する協議の場として年2回程度開催します。

(5) 地域別事業推進会議

広大な市域を有する本市の農業は、地域ごとに営農環境も異なり抱える課題も異なることから、地域ごとに検討しながら取り組むことが効果的と考えます。

この会議は、各地域を所管する農業委員及び農地利用最適化推進委員が参加し、農地利用状況調査などの当委員会共通の取り組みの周知と調整を行うとともに、日常の現場活動で得た情報や課題を持ち寄り共有しながら、地域における具体的な活動を検討し、実践につなげていく場として、概ね旧市町村を単位に年2回程度開催します。

(6) 広報企画会議

担い手への農地集積などにより地域の農業者が減少するなか、当委員会の活動を円滑に推進していくためには、当委員会の活動を市民に広く認知いただくことが重要となっています。

このため、市の広報紙やホームページの活用により市民に広く情報を発信するとともに、農業委員会だよりにより農業者に農業関係情報を発信しながら、当委員会の認知度の向上に取り組みます。

媒体の利用方法と情報発信のあり方、農業委員会だよりの紙面構成などを協議し決定するため、広報企画会議を開催します。

(7) 市長懇談会

津市と当委員会との相互の意思疎通を図り、本市の農業振興の維持・発展に寄与するため、市長と農業委員との懇談会を11月頃に開催します。

懇談会の開催に際し、農業委員及び農地利用最適化推進委員が日常の現場活動を通じて得た知見等をもとに、本市の農業に対する課題や対策に関する意見を聴取し、とりまとめ、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」として市長に提出します。

2. 研修並びに先進地視察の実施

(1) 研修

農業委員と農地利用最適化推進委員の資質の向上を図り、また、最新の制度内容や農業情勢などを把握するために研修会を実施します。

(2) 視察研修

全国の農業委員会組織が新制度への移行を終え、農地等の利用の最適化の推進の取り組みが本格的に進められるなかで、先進的な施策を展開する市町村や農業委員会があります。

当委員会として、先進地における取り組みや施設等を視察することは、今後の事業推進に必要であり、農業委員を対象とした視察研修を予定します。

3. 広報活動

(1) 農業委員会だより

農業委員会だよりを発行し、国・県・市など施策の紹介、農業に関する先進的な取り組み、意欲ある農業者の紹介、農地関係の法律知識などの情報を農業者へ提供します。

(2) 広報紙及びホームページ

農業委員会の活動を市民に広くお知らせするため、農業委員会の任務と役割、具体的な活動、また農地転用などの農地法許認可事務に関する各種情報を中心に掲載し、見やすく分かりやすい情報を提供します。

4. 農業者年金制度の推進

農業者の老後の安定と福祉の向上のために設けられた農業者年金制度については、三重県農業会議、管内の農業協同組合と連携しながら、農業委員会だよりなどを利用し、普及啓発と加入促進に取り組みます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

守山議長

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました令和3年度事業計画（案）について、何かご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

< 質疑応答なし >

守山議長

ご意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

< 異議なし >

守山議長

ご異議ないものと認め、議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」は原案どおり可決することといたします。

続きまして、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

お手元の議案書の23頁をお願いいたします。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努める責務があります。

このため、当農業委員会では、昨年5月の定期総会において農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議しましたが、本年度も法令遵守の徹底をするため、同様に決議するものです。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について朗読をさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保

すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

守山議長

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明のありました農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について、何かご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

< 質疑応答なし >

守山議長

ご意見等もないようですので、本案件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

< 異議なし >

守山議長

ご異議ないものと認め、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」は原案どおり可決することといたします。

ありがとうございました。

これで、本日の議事は全て終了しました。

議事運営にご協力を賜りありがとうございました。

これで定期総会は閉会とさせていただきます。

皆さん本日はありがとうございました。

午前10時45分

上記は、令和3年度津市農業委員会定期総会の議事を録したものである。

令和3年5月28日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____